

兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関指定要領

(目的)

第1 この要領は、兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関（以下、「準拠点医療機関」という。）の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定目標数等)

第2 圏域別の指定目標数は次表のとおり。

圏域	指定目標数	拠点病院数	準拠点医療機関数		備考
			準拠点病院	連携医療機関	
神戸	6	3	3		目標数の設定なし
阪神	6	1	5		
東播磨	3		3		
北播磨	1		1		
播磨姫路	3		3		
但馬	1		1		
丹波	1		1		
淡路	1		1		
計	22	4	18		

※人口約30万人に1か所を設置目標とする

- 2 準拠点医療機関は、準拠点病院及び連携医療機関の2種とする。
 - ア 準拠点病院：拠点病院に準じる機能を有する病院
 - イ 連携医療機関：拠点病院、準拠点病院、地域の医療機関との連携可能な病院又は診療所
- (指定要件等)
- 第3 県は、別紙に定める要件等を満たす医療機関を準拠点医療機関として指定し、指定された旨を県のホームページで公表する。
- 2 準拠点医療機関の指定への意向がない場合でも、県は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会（以下、「医療部会」という。）の意見（推薦）により指定することができる。
- 3 前項により医療部会の協議（推薦）を受けた医療機関は、県が指定への協力要請を行い、同機関の同意がある場合に限る。

(新規指定の手順)

- 第4 準拠点医療機関としての指定を希望する医療機関は、県が別に定める方法及び期日までに、指定要件を満たす書類（原則、電磁的方法による）等を提出する。
- 2 新規指定希望は手挙げ方式（医療機関の意向）を原則とし、県が、年1回、ホームページ等により募集を行う。
- (現況確認及び指定の取消)

第5 準拠点医療機関としての指定は、毎年度、別に定める現況確認を受けなければ、県

はその指定を取り消す。

- 2 県は、前項のほか、第3により指定した病院又は診療所が違法又は不当な行為をしたと認められるときは、その指定を取り消す。

(指定の辞退等)

第6 指定を受けた準拠点医療機関が指定要件を具備しなくなった場合やその他の理由により辞退する場合は、速やかに、県へ届け出るものとする。

- 2 指定を受けた準拠点医療機関が移転による所在地等の変更（名称等の変更を含む）があつた場合、県へ別に定める変更届等を提出する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、準拠点医療機関の指定等について必要な事項は、県が別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年2月28日から施行する。

2 なお、令和5年10月26日の医療部会及び令和6年2月8日の兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会において、指定要件とともに協議された手挙げ医療機関については、本要領（第3の別紙を含む）が適用されたものとみなす。

I 準拠点医療機関の種類

次表による

準拠点医療機関	準拠点病院	拠点病院に準じる機能を有する病院
	連携医療機関	拠点病院、準拠点病院、地域の医療機関との連携可能な病院又は診療所

※拠点病院：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院

II 準拠点医療機関に係る指定要件

次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 下記要件 1～4 の充足状況を点数化し、「準拠点病院」は計 11 点以上、「連携医療機関」は 9 点以上を満たすこと。

	指定要件※1	点数		
1	次に掲げる①、②のいずれかに該当する。 <table border="1" data-bbox="230 864 1206 1246"> <tr> <td>① 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域の 2 科以上において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。</td> </tr> <tr> <td>② 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口 10 万人あたりの年間初診外来患者数★が 100 人程度ある。※2 ★年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口 × 10 万で算出</td> </tr> </table>	① 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域の 2 科以上において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。	② 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口 10 万人あたりの年間初診外来患者数★が 100 人程度ある。※2 ★年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口 × 10 万で算出	5 点
① 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域の 2 科以上において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。				
② 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口 10 万人あたりの年間初診外来患者数★が 100 人程度ある。※2 ★年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口 × 10 万で算出				
2	日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が常勤している。	5 点		
3	アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が 1 名以上配置されている。	3 点		
4	兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制※3 が整備されている。	1 点		

※1 診療所は、アレルギー科を含める。

※2 連携医療機関について、要件 1-②の要件（年間初診外来患者数）が乖離している場合、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会（以下、「医療部会」という。）において協議（推薦）を受ける必要がある。

※3 準拠点医療機関が担う連携体制は、次のア～カを参照。

- (ア) 診療ガイドラインに基づく標準治療を普及する。
- (イ) 地域の医療機関では治療困難な患者の受け皿となる。
- (ウ) 地域の医療機関からの相談を受ける。
- (エ) 必要時拠点病院に紹介・相談を行う。
- (オ) 地域の保育所、学校等への指導を行う。
- (カ) その他、自治体が行うアレルギー対策への協力を行う。

(ア)～(カ)のすべてを満たすこと。

(カ)の具体例としては、

- 県（委託事業を含む）が行う研修会等の講師、発表者としての協力
- 県が指定する研修会等への参加、受講
- その他、県が必要と認める調査等への協力

(2) 日々のアレルギー疾患の診療状況や地域への貢献度等が考慮される医療機関については、「医療部会」にてアレルギー疾患準拠点医療機関に係る協議（推薦）を受ける。

III 準拠点医療機関に係る指定への意向

原則、各医療機関からの手挙げ方式（医療機能情報を含む）による。なお、手挙げによらず、医療部会による協議（推薦）のみを受けた場合は、県が指定への協力要請を行う。

なお、手挙げ方式としては、原則、WEB入力等の電磁的方法によって行う。

IV 準拠点医療機関に係る指定等の事務処理

県が定めた期限までに手挙げのあった医療機関について、II（2）の医療部会への報告、協議（推薦）を経たうえで、指定等に係る事務処理を行う。

なお、指定については、県のホームページ等で公表することとし、指定書の交付は行わない。

V 準拠点医療機関指定後の現況確認

毎年度、手挙げ時に確認した医療機能情報に加え、次の(1)～(6)の事項について、現況確認※3を行う。（当該確認は、原則、電磁的方法によって行う。）

- (1) 各診療科の常勤医師数、専門医資格の変更の有無
- (2) アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等（小児アレルギーエデュケーター、アレルギー療法指導士等）の配置数
- (3) 年間新規外来患者数
- (4) 学会、講習会、研修会の受講状況
- (5) 診療状況（患者の紹介状況など）
- (6) その他の情報

※3 現況確認を行う項目は、隨時、見直しを行うものとする。

VI 準拠点医療機関指定の辞退等

IVで公表された内容に変更がある場合、適宜、県に届出を行う。なお、指定を辞退する場合は、あらかじめ、県に辞退の届出を行う。

また、Vの現況確認ができない場合、「医療部会」で協議のうえ、指定を取り消すことがある。

【改定履歴】

令和6年2月28日策定